

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄） ..... 1

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

別表（第十九条関係）					改正案	
占用物件				単位	所在地	占用料
第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱			
年つき一本に						
〇七〇一	〇九〇三	〇九〇二	〇九〇一	級第一		
〇七一	〇七〇一	〇二〇一	〇八〇	級第二		
〇五一	〇二〇一	〇八七	〇五七	級第三		
〇四三	〇九九	〇七三	〇四八	級第四		
〇三九	〇九〇	〇六七	〇四三	級第五		
別表（第十九条関係）					現行	
占用物件				単位	所在地	占用料
第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱			
年つき一本に						
〇五〇一	〇五〇三	〇六〇二	〇七〇一	級第一		
〇六五	〇五〇一	〇一〇一	〇七三	級第二		
〇四六	〇一〇一	〇七九	〇五一	級第三		
〇三八	〇八八	〇六五	〇四二	級第四		
〇三四	〇七八	〇五八	〇三八	級第五		

（傍線の部分は改正部分）

変圧塔その他こ	地下に設ける変圧器		路上に設ける変圧器		地下に設ける電線その他の線類		架空電線その他上空に設ける線類		その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱						
	年つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	年つき一	一個に	き一年				ルにつ	メート	長さ一			
三、	〇	〇	一	〇	〇	一	〇	一	〇	一	七	〇	三	〇	二		
一、	〇	四	三	〇	〇	七	〇	四	七	七	〇	一	〇	一	〇		
一、	〇	三	〇	〇	〇	四	九	三	五	五	〇	一	〇	一	〇		
八五	〇	二	六	〇	〇	四	二	三	四	四	三	〇	九	四	〇	六	八
七八	〇	二	三	〇	〇	三	八	二	四	三	九	〇	八	五	〇	六	二

変圧塔その他こ	地下に設ける変圧器		路上に設ける変圧器		地下に設ける電線その他の線類		架空電線その他上空に設ける線類		その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱							
	年つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	年つき一	一個に	き一年				ルにつ	メート	長さ一				
三、	〇	九	二	〇	〇	五	一	九	一	五	〇	一	四	〇	三	〇	四	二
一、	〇	三	九	〇	〇	六	四	四	七	六	五	〇	四	〇	一	〇	〇	一
九一	〇	二	七	〇	〇	四	五	三	五	四	六	〇	〇	〇	一	〇	七	三
七六	〇	二	三	〇	〇	三	七	二	四	三	八	〇	八	三	〇	六	一	〇
六八	〇	二	〇	〇	〇	三	三	二	三	三	四	〇	七	四	〇	五	四	〇

満のもの ・一メートル未 メートル以上〇 外径が〇・〇七	もの メートル未満の 外径が〇・〇七	その他のもの	広告塔				郵便差出箱及び 信書便差出箱	れに類するもの 及び公衆電話所
			年 つき 一	ト ルに	方 メー	積 一平		
〇一 〇	七 一	〇四 〇	三 、	〇 〇	三 〇	〇四 〇	一 、	〇四 〇
四 三	三 〇	〇四 〇	一 、	〇 〇	四 、	〇六 〇		〇四 〇
三 〇	二 一	〇〇 〇	一 、	〇 〇	一 、	〇四 二		〇〇 〇
二 六	一 八	〇八 五		〇 〇	七 、	〇三 六		〇
二 三	一 六	〇七 八		〇 〇	九 、	〇三 三		〇

満のもの ・一メートル未 メートル以上〇 外径が〇・〇七	もの メートル未満の 外径が〇・〇七	その他のもの	広告塔				郵便差出箱及び 信書便差出箱	れに類するもの 及び公衆電話所
			年 つき 一	ト ルに	方 メー	積 一平		
九 二	六 四	〇一 〇	三 、	〇 〇	二 五	〇三 〇	一 、	〇一 〇
三 九	二 七	〇三 〇	一 、	〇 〇	四 、	〇五 五		〇三 〇
二 七	一 九	〇九 一		〇 〇	一 、	〇三 八		〇
二 三	一 六	〇七 六		〇 〇	六 、	〇三 二		〇
二 〇	一 四	〇六 八		〇 〇	七 、	〇二 八		〇

法第三 十二條					
第一項					
第二號					
に掲げ る物 件					
外 径 が 〇 ・ 一 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 一 五 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 一 五 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 二 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 二 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 三 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 三 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 四 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 四 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 七 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 七 メ ー ト ル 以 上 一 メ ー ト ル 未 満 の もの
長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル
〇 一 五	〇 二 〇	〇 三 〇	〇 四 〇	〇 七 一	〇 一 一
六 四	八 六	〇 一 三	〇 一 七	〇 三 〇	〇 四 三
四 五	六 一	九 一	〇 二 二	〇 二 一	〇 三 〇
三 八	五 一	七 七	〇 一 〇	〇 一 八	〇 二 六
三 五	四 七	七 〇	九 三	〇 一 六	〇 二 三

法第三 十二條					
第一項					
第二號					
に掲げ る物 件					
外 径 が 〇 ・ 一 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 一 五 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 一 五 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 二 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 二 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 三 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 三 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 四 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 四 メ ー ト ル 以 上 〇 ・ 七 メ ー ト ル 未 満 の もの	外 径 が 〇 ・ 七 メ ー ト ル 以 上 一 メ ー ト ル 未 満 の もの
長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル	長 さ 一 メ ー ト ル
〇 一 四	〇 一 八	〇 二 八	〇 三 七	〇 六 四	〇 九 二
五 九	七 八	〇 一 二	〇 一 六	〇 二 七	〇 三 九
四 一	五 五	八 二	〇 一 一	〇 一 九	〇 二 七
三 四	四 五	六 八	九 一	〇 一 六	〇 二 三
三 〇	四 一	六 一	八 一	〇 一 四	〇 二 〇



		法第三十二条第一項第 四号に掲げる施設						
地下室及び地下街	階数が 二のもの	階数が 一のもの	その他のもの	その他のもの			柱類 その他の 標示柱 を表示す	
				地下	地上	その他		
				積一平	占用面			
				方メー	トルに	つき一	年	
				ものけるに設	ものけるに設			
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		〇四三	〇七〇	〇〇一	〇七〇	〇七〇
				〇四一	〇七一	〇四三	〇七一	〇一〇
				〇〇一	〇五一	〇三〇	〇五一	〇
				〇八五	〇四三	〇二六	〇四三	〇
				〇七八	〇三九	〇二三	〇三九	〇

		法第三十二条第一項第 四号に掲げる施設						
地下室及び地下街	階数が 二のもの	階数が 一のもの	その他のもの	その他のもの			柱類 その他の 標示柱 を表示す	
				地下	地上	その他		
				積一平	占用面			
				方メー	トルに	つき一	年	
				ものけるに設	ものけるに設			
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		〇一三	〇五一	〇九二	〇五一	〇四〇
				〇三一	〇六五	〇三九	〇六五	〇〇〇
				〇九一	〇四六	〇二七	〇四六	〇
				〇七六	〇三八	〇二三	〇三八	〇
				〇六八	〇三四	〇二〇	〇三四	〇

法第三 第十二条 第一項 第六号 に掲げ る施設					法第三 第十二条 第一項 第五号 に掲げ る施設										
その他のもの					その他のもの										
祭礼、縁日その他 の催しに際し 、一時的に設け るもの					地下に設ける通 路										
上空に設ける通 路					階数が 三以上 のもの										
占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	年	積一平	方メー	トルに	つき一	
〇	〇	三	〇	〇	〇	四	三	〇	〇	九	〇	〇	一	五	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
〇	四	八	〇	三	〇	四	一	〇	〇	五	一	〇	二		
〇	一	八	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	五	四	〇	九		
八	七	〇	〇	〇	〇	八	五	〇	〇	二	六	〇	四		
五	九	〇	〇	〇	〇	七	八	〇	〇	一	八	〇	二		

法第三 第十二条 第一項 第六号 に掲げ る施設					法第三 第十二条 第一項 第五号 に掲げ る施設										
その他のもの					その他のもの										
祭礼、縁日その他 の催しに際し 、一時的に設け るもの					地下に設ける通 路										
上空に設ける通 路					階数が 三以上 のもの										
占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	年	積一平	方メー	トルに	つき一	
〇	五	二	〇	〇	〇	二	五	〇	〇	一	三	〇	〇	一	Aに〇・〇一を乗じて得た額
〇	四	三	〇	〇	〇	三	一	〇	〇	三	一	〇	二		
〇	一	九	〇	〇	〇	九	一	〇	〇	五	六	〇	九		
九	六	〇	〇	〇	〇	七	六	〇	〇	二	九	〇	四		
六	七	〇	〇	〇	〇	六	八	〇	〇	二	〇	〇	三		



第七條 第一号に掲げる物件		旗ざお		標識		看板（アーチ）であるものを除く。																		
その他	のもの	に設けるもの	一時的に、	際し、	催しに	の他の	縁日その他	祭礼、																
年	つき	一本	に	日	つき	一本	に	年	つき	一本	に	年	つき	一本	に	月	つき	一本	に	年	つき	一本	に	
〇三	〇				〇三	〇		〇七	二	〇		〇〇	〇	三	〇	〇	〇	〇三	〇					
〇四	八				四	八		〇一	一	〇		〇八	四	〇		〇	四	八						
〇一	八				一	八		〇八	一	〇		〇八	一	〇		〇	一	八						
八	七				九			〇六	八	〇		〇八	七	〇		八	七							
五	九				六			〇六	二	〇		〇五	九	〇		五	九							

第七條 第一号に掲げる物件		旗ざお		標識		看板（アーチ）であるものを除く。																		
その他	のもの	に設けるもの	一時的に、	際し、	催しに	の他の	縁日その他	祭礼、																
年	つき	一本	に	日	つき	一本	に	年	つき	一本	に	年	つき	一本	に	月	つき	一本	に	年	つき	一本	に	
五〇	二				〇二	五		〇四	二	〇		〇〇	〇	二	〇	〇	五	〇二	〇					
〇四	三				四	三		〇〇	一	〇		〇三	四	〇		〇	四	三						
〇一	九				一	九		〇七	三	〇		〇九	一	〇		〇	一	九						
九	六				一	〇		〇六	一	〇		〇九	六	〇		九	六							
六	七				七			〇五	四	〇		〇六	七	〇		六	七							

第七 条第 二 号に 掲 げ る 工 作 物	アーチ				く。の除あるも施設で 工 事 用 掲 げ る 四 号 に 七 条 第 幕 （ 第				祭 礼 、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	月						
	の も の	そ の 他	る も の	横 断 す る も の	車 道 を	の も の	そ の 他	る も の			に 設 け る も の	日 つ き 一	ト ル に	方 メ ー に	積 一 平	占 用 面
	月	つ き 一	一 基 に	月	つ き 一	ト ル に	方 メ ー に	積 一 平			そ の 面	日	つ き 一	ト ル に	方 メ ー に	積 一 平
	○ ○	四 一	三 三	○ ○	一 五	○ ○	三 三	○ ○	三 三							○
	○ ○	四 一	一 一	○ ○	四 二	○ ○	八 四	○ ○	四 八							
	○ ○	〇 〇	一 一	○ ○	九 〇	○ ○	八 一	○ ○	一 八							
	○ ○	八 五		○ ○	四 三	○ ○	八 七		八 七							
	○ ○	七 八		○ ○	二 九	○ ○	五 九		五 九							

第七 条第 二 号に 掲 げ る 工 作 物	アーチ				く。の除あるも施設で 工 事 用 掲 げ る 四 号 に 七 条 第 幕 （ 第				祭 礼 、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	月						
	の も の	そ の 他	る も の	横 断 す る も の	車 道 を	の も の	そ の 他	る も の			に 設 け る も の	日 つ き 一	ト ル に	方 メ ー に	積 一 平	占 用 面
	月	つ き 一	一 基 に	月	つ き 一	ト ル に	方 メ ー に	積 一 平			そ の 面	日	つ き 一	ト ル に	方 メ ー に	積 一 平
	○ ○	一 三	三 三	○ ○	一 三	○ ○	二 五	○ ○	五 二							○
	○ ○	三 一	一 一	○ ○	一 三	○ ○	三 四	○ ○	四 三							
	○ ○	九 一		○ ○	九 三	○ ○	九 一	○ ○	一 九							
	○ ○	七 六		○ ○	四 八	○ ○	九 六		九 六							
	○ ○	六 八		○ ○	三 三	○ ○	六 七		六 七							

第七号 第七号 第七号 第七号				第七号 第七号 第七号 第七号		第七号 第七号 第七号 第七号			第七号 第七号 第七号 第七号					
第七号 第七号 第七号 第七号				第七号 第七号 第七号 第七号		第七号 第七号 第七号 第七号			第七号 第七号 第七号 第七号					
第七号 第七号 第七号 第七号				第七号 第七号 第七号 第七号		第七号 第七号 第七号 第七号			第七号 第七号 第七号 第七号					
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	た	て	乗	八	〇	〇	A	〇三四	〇〇三	Aに〇・〇三一を乗じて得た額		
			額	得	じ	を	〇	〇	に					
			た	て	乗	九	〇	〇	A				〇一四	〇四八
			額	得	じ	を	〇	〇	に					
			た	て	乗	二	〇	〇	A					
額	得	じ	を	〇	〇	に								
た	て	乗	四	〇	〇	A	八五	八七						
額	得	じ	を	〇	〇	に								
た	て	乗	七	〇	〇	A			七八	五九				
額	得	じ	を	〇	〇	に								

第七号 第七号 第七号 第七号				第七号 第七号 第七号 第七号		第七号 第七号 第七号 第七号			第七号 第七号 第七号 第七号					
第七号 第七号 第七号 第七号				第七号 第七号 第七号 第七号		第七号 第七号 第七号 第七号			第七号 第七号 第七号 第七号					
第七号 第七号 第七号 第七号				第七号 第七号 第七号 第七号		第七号 第七号 第七号 第七号			第七号 第七号 第七号 第七号					
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た	て	乗	一	〇	〇	A	〇三一	〇五二	Aに〇・〇三三を乗じて得た額		
			額	得	じ	を	〇	〇	に					
			た	て	乗	四	〇	〇	A				〇一三	〇四三
			額	得	じ	を	〇	〇	に					
			た	て	乗	六	〇	〇	A					
額	得	じ	を	〇	〇	に								
た	て	乗	九	〇	〇	A	七六	九六						
額	得	じ	を	〇	〇	に								
た	て	乗	三	〇	〇	A			六八	六七				
額	得	じ	を	〇	〇	に								

動 車 駐	及 び 自	る 施 設	に 掲 げ	第 十 号	第 七 条		る 施 設	に 掲 げ	第 九 号	第 七 条		そ の 他 の も の	設 け る も の	階 数 が 三 以 上 の も の
					建 築 物					建 築 物		そ の 他 の も の		

年  
つ  
き  
一  
ト  
ル  
に  
方  
メ  
ー  
積  
一  
平  
占  
用  
面

乗 じ 七 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 二 二 を 乗 じ て 得 た 額	た 額 て 得 乗 じ 七 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 二 五 を 乗 じ て 得 た 額	A に 〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 七 を 乗 じ て 得 た 額
乗 じ 九 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 九 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 二 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			
乗 じ 一 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 一 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 五 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			
乗 じ 四 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 四 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 九 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			
乗 じ 五 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 五 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 二 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			

動 車 駐	及 び 自	る 施 設	に 掲 げ	第 十 号	第 七 条		る 施 設	に 掲 げ	第 九 号	第 七 条		そ の 他 の も の	設 け る も の	階 数 が 三 以 上 の も の
					建 築 物					建 築 物		そ の 他 の も の		

年  
つ  
き  
一  
ト  
ル  
に  
方  
メ  
ー  
積  
一  
平  
占  
用  
面

乗 じ 八 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 二 三 を 乗 じ て 得 た 額	た 額 て 得 乗 じ 八 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 一 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 三 三 を 乗 じ て 得 た 額	A に 〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 一 を 乗 じ て 得 た 額
じ て 乗 二 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		額 得 た じ て 乗 じ 二 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 四 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			
乗 じ 二 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 二 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 六 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			
乗 じ 三 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 三 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 九 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			
乗 じ 六 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇		た 額 て 得 乗 じ 六 を 一 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇	額 得 た じ て 乗 じ 三 を 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	A に 〇 〇 〇 〇			

第七 条 第十 三 号に 掲 げる 施 設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	第七 条 第十 一 号に 掲 げる 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	第七 条	車 場

Aに○・○二二を乗じて得た額	額 得 た	じ て	を 乗 じ	○	○	A に	Aに○・○二五を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○二二を乗じて得た額	額 得 た	じ て	を 乗 じ	○	○	A に	た 得
	た 額	て 得	乗 じ	二	○	○				A に	た 得					
	た 額	て 得	乗 じ	五	○	○				A に	た 得					
	た 額	て 得	乗 じ	九	○	○				A に	た 得					
	た 額	て 得	乗 じ	二	○	○				A に	た 得					

第七 条 第十 三 号に 掲 げる 施 設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	第七 条 第十 一 号に 掲 げる 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	第七 条	車 場

Aに○・○二三を乗じて得た額	た 額	て 得	乗 じ	一	○	○	A に	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	た 額	て 得	乗 じ	一	○	○	A に	た 得
	た 額	て 得	乗 じ	四	○	○	A に			額 得 た							
	た 額	て 得	乗 じ	六	○	○	A に			た 得							
	た 額	て 得	乗 じ	九	○	○	A に			た 得							
	た 額	て 得	乗 じ	三	○	○	A に			た 得							

第七條第十四号に掲げる施設	その他のもの	Aに〇・〇三一を乗じて得た額
		Aに〇・〇三一を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。</p> <p>ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。</p> <p>ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区</p>		

第七條第十四号に掲げる施設	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。</p> <p>ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。</p> <p>ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区</p>		

域をいう。

二 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

域をいう。

二 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さ  
が○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満であ  
るとき、又はこれらの面積若しくは長さ○・○一平方メー  
トル若しくは○・○一メートル未満の端数があるときは、そ  
の全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切  
り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の  
期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数  
があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数が  
あるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められ  
ている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又  
はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算す  
るものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さ  
が○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満であ  
るとき、又はこれらの面積若しくは長さ○・○一平方メー  
トル若しくは○・○一メートル未満の端数があるときは、そ  
の全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切  
り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の  
期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数  
があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数が  
あるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められ  
ている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又  
はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算す  
るものとする。